

令和5年第3回安城市議会定例会

# 議案書

(令和5年9月1日提出分)

目 次

議案番号	件名	頁
認定第1号	令和4年度安城市一般会計歳入歳出決算について	別冊
認定第2号	令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第3号	令和4年度安城市土地取得特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第4号	令和4年度安城市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第5号	令和4年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第6号	令和4年度安城市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第7号	令和4年度安城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について	別冊
認定第8号	令和4年度安城市水道事業会計決算について	別冊
認定第9号	令和4年度安城市下水道事業会計決算について	別冊
第55号議案	安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第56号議案	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第57号議案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第58号議案	安城市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	1 3

第 5 9 号 議 案	安城市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 6 0 号 議 案	令和 5 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 6 1 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	1 7
第 6 2 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	1 9
第 6 3 号 議 案	令和 4 年度安城市水道事業剰余金の処分について	2 1
報 告 第 1 2 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 3
報 告 第 1 3 号	継続費の精算について（一般会計）	2 7
同 意 第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について【説明書参照】	3 1

第 5 5 号議案

安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

安城市長 三 星 元 人

安城市附属機関の設置に関する条例及び安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(安城市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 安城市附属機関の設置に関する条例（平成 2 5 年安城市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部安城市特別職報酬等審議会の項中

「  
公共的団体等を代表する者  
学識経験を有する者  
を 公共的団体等を代表する者に改め、同部安城市自治  
る者  
る者  
」  
」

基本条例審議会の項の次に次のように加える。

安城市 P P P 事業審議 会	公共施設等の重要な 整備等における官民 連携の方式及び連携 する事業者の選定（ 指定管理者の選定を 除く。）に関する事 項の調査審議	事業ごと に 1 0 人 以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認 める者	審議期 間
------------------------	--	-----------------------	--------------------------------	----------

三河安城交流拠点検討審議会	三河安城交流拠点に関する事項の調査審議	4人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認める者	審議期間
---------------	---------------------	------	----------------------------	------

別表市長の部安城市公立保育所等経営審議会の項の次に次のように加える。

安城市事務執行適正化第三者委員会	公務の信用に影響のある不適正な事務執行の事実関係及び原因並びに同種の事態の発生の防止のための対策に関する事項の調査審議	4人以内	学識経験を有する者 その他市長が必要と認める者	審議期間
------------------	---	------	----------------------------	------

別表市長の部安城市障害者福祉計画策定委員会の項中「第11条第3項及び」を「第11条第3項、」に、「の規定」を「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定」に改める。

（安城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 安城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育所等設置運営者選考委員会委員	日額	15,000円	を
------------------	----	---------	---

」

「

保育所等設置運営者選考委員会委員	日額	15,000円	に改め
PPP事業審議会委員	日額	15,000円	
三河安城交流拠点検討審議会委員	日額	15,000円	
事務執行適正化第三者委員会委員	日額	15,000円	

」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市特別職報酬等審議会の委員構成を改め、安城市P P事業審議会、三河安城交流拠点検討審議会及び安城市事務執行適正化第三者委員会を設置し、並びに安城市障害者福祉計画策定委員会の担当事務を明確にする上で必要があるため。



第56号議案

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安城市  
条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中7の項を11の項とし、6の項を10の項とし、5の項の次に次のよ  
うに加える。

6	市長	安城市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第12号）による 子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	安城市心身障害者医療費助成条例（昭和48年条例第11号）に よる心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定める もの
8	市長	安城市精神障害者医療費助成条例（昭和54年安城市条例第32 号）による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの
9	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困 窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若し くは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって 規則で定めるもの

別表第2の2の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---

を

」

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
---

に改め、同表の3の項中「徴収に

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

」

に関する情報」の次に「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を加え、「又は地域生活支援事業の実施に関する情報」を「に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）」に、

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって  
規則で定めるもの

を

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって  
規則で定めるもの

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で  
定めるもの

に改め、同表の5の項中「支給に

関する情報」の次に「（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）」を加え、  
同表に次のように加える。

6 市長	安城市子ども医療費 助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	安城市心身障害者医療費助成条例による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	安城市精神障害者医療費助成条例による精神障害者医療費の	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	助成に関する事務で あつて規則で定める もの	もの 障害者関係情報であつて規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報であつて規則で定めるもの
9 市長	生活保護法に準じて 行う生活に困窮する 外国人に対する保護 の決定及び実施又は 徴収金の徴収に関す る事務であつて規則 で定めるもの	障害児福祉手当等関係情報であつて規則で定めるもの 地方税関係情報であつて規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であつて規則で定めるもの 国民健康保険給付関係情報であつて規則で定

	めるもの
	後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の1の項中

「

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの  
後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

」

」

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 一提案理由一

この案を提出したのは、子ども医療費の助成に関する事務等において、個人番号等の利用をする上で、必要があるため。



第57号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星 元 人

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、必要があるため。



第58号議案

安城市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

安城市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

安城市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（高校生等にあつては、入院に係る療養の給付に限る。）」を削る。

第6条第2項中「高校生等及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安城市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、高校生等の医療費の助成の対象となる療養の給付に係る範囲の拡大等をする上で、必要があるため。



第59号議案

安城市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

安城市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

安城市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年安城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第3条中「前条に規定する」を削り、「当該」を「その」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、必要があるため。



## 第61号議案

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

### 記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4420	東端根崎3号線	東端町明祥北38番地先	根崎町新切21番地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、開発行為に伴い、現市道を廃止する必要があるため。



## 第62号議案

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

### 記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
4419	根崎新切2号線	根崎町新切15番地先	根崎町新切9番地先	
4420	東端明祥北3号線	東端町明祥北37番地先	東端町明祥北33番地先	

#### －提案理由－

この案を提出したのは、開発行為に伴い、道路を市道として認定する必要があるため。



## 第63号議案

### 令和4年度安城市水道事業剰余金の処分について

令和4年度安城市水道事業未処分利益剰余金1,028,727,911円のうち、54,232,919円を減債積立金に、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、425,491,338円を組入資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

#### —提案理由—

この案を提出したのは、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、必要があるため。



報告第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

## 施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

#### 1 令和5年6月2日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金57,400円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後7時頃
- イ 発生場所 安城市里町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
- (3) 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷
- (4) 過失割合 安城市70パーセント 相手方30パーセント

令和5年8月4日専決

安城市長 三星元人

#### 2 令和5年6月2日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金60,200円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後7時頃
- イ 発生場所 安城市里町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの
- (3) 相手方の損害の程度 左の前輪の損傷
- (4) 過失割合 安城市70パーセント 相手方30パーセント

令和5年8月4日専決

安城市長 三星元人



報告第13号

継続費の精算について

令和4年度安城市の一般会計の継続費については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、別表令和4年度安城市継続費精算報告書のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

別表

令和4年度 安城市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支出済額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		
15 民生費	5 社会福祉費	総合福祉センター改修事業	令和3年度	円 281,600,000	円 0	円 154,000,000	円 0	円 127,600,000	円 0
			令和4年度	421,283,000	0	224,500,000	0	196,783,000	702,882,400
			計	702,883,000	0	378,500,000	0	324,383,000	702,882,400
40 土木費	30 住宅費	井杭山住宅建設事業	令和3年度	307,065,000	166,950,000	140,000,000	0	115,000	240,992,000
			令和4年度	716,485,000	344,825,000	371,000,000	0	660,000	782,558,000
			計	1,023,550,000	511,775,000	511,000,000	0	775,000	1,023,550,000

## 継続費精算報告書

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	281,600,000	0	154,000,000	0	127,600,000
0	374,500,000	0	328,382,400	△ 281,599,400	0	△ 150,000,000	0	△ 131,599,400
0	374,500,000	0	328,382,400	600	0	4,000,000	0	△ 3,999,400
166,950,000	74,000,000	0	42,000	66,073,000	0	66,000,000	0	73,000
344,825,000	437,000,000	0	733,000	△ 66,073,000	0	△ 66,000,000	0	△ 73,000
511,775,000	511,000,000	0	775,000	0	0	0	0	0



同意第7号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和5年7月5日に固定資産評価審査委員会委員岩月隆夫が死亡したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年9月1日提出

安城市長 三星元人

記

安城市上条町 住所地番非公表  
柴 田 正 義  
生年月日非公表